国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料（渡航書）
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	5,200	3,550	1,950	1,950	500	800	800
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	8,740	6,010	3,280	3,280	870	1,370	1,370
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	1,335	915	500	500	135	210	210
リビア	ﾘﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	198	136	74	74	20	31	31
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ･ﾌﾗﾝ	123,100	84,600	46,200	46,200	12,300	19,200	19,200

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。